

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	松本市 国民健康保険税、介護保険料収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険税、介護保険料収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松本市長

公表日

平成31年4月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税、介護保険料収滞納に関する事務
②事務の概要	<p>本市は、国民健康保険法、介護保険法、地方税法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>なお、国民健康保険税、介護保険料の収滞納管理に係る事務として、主に以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料の収納情報の管理 <ul style="list-style-type: none"> 徴収簿の整理 年金特別徴収管理 口座振替収納管理 コンビニ納付管理 延滞金計算 納税証明書交付 2. 過誤納保険料の還付および充当 <ul style="list-style-type: none"> 還付通知作成 還付・充当処理 還付金支払処理 3. 督促状、催告書等の発送 4. 電話、訪問による納付催告 5. 納付折衝、分納相談 6. 短期証の交付、更新 実態調査 7. 被保険者証の返還請求 8. 資格証明書の交付 9. 財産調査、滞納処分 時効管理 不納欠損処分
③システムの名称	1 収納システム 2 滞納システム 3 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一 16の項、68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 保険課 [〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3203]
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 保険課 [〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3203]

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	保健課長 塚田 雅宏	健康福祉部保健課長 米山 順一	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	健康福祉部保険課長 米山 順一	保険課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)が改正されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策		追加	事後	